

在宅生活を支えるサービス

おむつ給付サービス

失禁等のため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきりおよび認知症高齢者等に対して、おむつなどの給付を行います。

サービスの内容

- 給付用品：紙おむつ、尿取りパッド、介護用シーツ
- 給付方法：利用者の自宅に毎月配達します。

サービスを利用できる人

- 北九州市の介護保険被保険者（北九州市内居住に限る）のうち、要介護認定訪問調査で「排尿」又は「排便」が見守り以上でかつ、原則「要介護3」以上と認められた市民税非課税世帯の人であって、失禁状態等のため常時在宅でおむつを必要とする人
 - ※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホームに入所中は利用できません。
 - ※医療機関に入院中の人は利用できません。在宅で利用中の人が短期的に入院した場合には、下記のすべてに該当する場合は利用することが可能です。
 - (1) 自宅に復帰できる見込みがあること
 - (2) 原則として、自宅で給付用品を受け取ることができること
 - (3) 入院している医療機関が給付用品の持込みを許可していること

費用(自己負担額)

- 助成対象限度額（月額8,000円）内で利用した額の1割を負担していただきます。助成対象限度額を超えて利用した額は自己負担です。
 - ※生活保護世帯については、助成対象限度額内について自己負担はありませんが、助成対象限度額を超えて利用した額は自己負担です。
- 費用は、サービスを利用したときに直接事業者にお支払いいただきます。

利用方法

- お住まいの区の区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。身体状況などを検討した上で利用の決定を行い、事業者に配達を依頼します。

訪問給食サービス

栄養管理・改善が必要なひとり暮らしの高齢者や重度障害のある人等に対し、栄養バランスのとれた食事を確保することによる自立の支援や、安否の確認を目的とした、配食サービスです。

サービスの内容

- 配食：週5日以内、1日1食（昼食または夕食）
- 配食曜日：月～金曜日

サービスを利用できる人

- 介護予防アセスメントの結果、栄養管理・改善が必要であると判定された65歳以上のひとり暮らし世帯や調理が困難なひとり暮らしの重度障害者世帯

費用(自己負担額)

- 1食あたり500円を負担していただきます。

利用方法

- 各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。身体状況や家族の状況などを検討した上で、利用の決定を行い、市が委託している団体にサービスを依頼します。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

日常生活用具給付

ひとり暮らし高齢者等に対して、火災警報器などの日常生活用具を給付します。この給付サービスは、介護保険の福祉用具貸与の対象にならない用具を対象としています。

サービスの内容

対象用具	火災警報器	自動消火器	電磁調理器
性能	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火できるもの	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用できるもの

サービスを利用できる人

対象用具	火災警報器	自動消火器	電磁調理器
利用者	前年所得税非課税世帯のおおむね 65 歳以上の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者		心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者

費用(自己負担額)

対象用具	火災警報器	自動消火器	電磁調理器
公費負担上限額	7,700 円	21,800 円	13,400 円
自己負担額	公費負担上限額を超える金額	公費負担上限額を超える金額	・前年所得税額に応じた自己負担額※ ・品目の価格が上記の自己負担額と公費負担上限額を加算した額を超える場合、超える金額を追加負担

※電磁調理器の前年所得税額に応じた自己負担額（1～6月申請は前々年所得税額）

生計中心者の前年所得税額	自己負担額
非課税世帯（生活保護世帯含む）	0 円
5,000 円以下	16,300 円
5,001 円以上	全額

利用方法

- 各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。
身体状況や家族の状況などを検討した上で利用の決定を行い、その後、用具の設置を行います。

家族介護慰労金支給

重度の介護を要する高齢者等を、介護保険サービスを利用せずにいま現在在宅で介護している家族に対し慰労金を支給します。

サービスの内容

- 慰労金として、年額 10 万円を支給します。

サービスを利用できる人

- 次の要件を全て満たす高齢者等を、いま現在在宅で介護している同一世帯の家族（別居でも市内に住民登録があり、かつ市民税非課税世帯に属する配偶者及び3親等内の親族を含む。）
- (1) 市内に住民登録されており、かつ介護保険の要介護認定で「要介護4」又は「要介護5」と認定され、それらの状態が1年以上継続している。
 - (2) (1)の期間中、7日以内のショートステイの利用を除き、介護保険のサービスを全く利用していない（ただし、医療機関に90日以上入院していたため介護保険のサービスを利用できなかった期間は、(1)の期間から除く。）。
 - (3) (1)の期間中、市民税非課税世帯に属している。

利用方法

- 介護を要する高齢者等がお住まいの区の区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。
身体状況や家族の状況などを確認した上で支給の決定を行い、その後、慰労金を支給します。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

寝具洗濯乾燥消毒サービス

在宅の寝たきり高齢者等が使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行います。

サービスの内容

対象となる寝具	掛布団、敷布団、毛布、枕の4点のうち3点までが対象（組み合わせ自由） ※枕については、素材（そば殻等）によって取扱いができない場合あり
サービスの回数	○洗濯乾燥消毒【寝具一式（掛布団、敷布団、毛布、枕）】（丸洗い）…年2回まで ○乾燥消毒【寝具一式（掛布団、敷布団、毛布、枕）】…年2回まで
実施方法	利用者が使用している寝具の洗濯乾燥消毒を、集配により行います。

サービスを利用できる人

- 要支援・要介護の認定を受けた人で、在宅で寝たきりのため寝具の衛生管理が困難な人
※介護保険施設、養護老人ホームに入所、又は病院に入院している人は利用できません。

費用（自己負担額）

- 費用の1割を負担していただきます。

	洗濯乾燥消毒	乾燥消毒
費用	6,000円	2,000円
自己負担額	600円	200円

- ※上記費用、自己負担額に別途消費税及び地方消費税相当額を加算します。
- ※自己負担額は、サービスを利用したときに直接事業者にお支払いいただきます。
- ※生活保護世帯に属する人は、自己負担はありません。

利用方法

- 各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。
身体状況などを検討した上で、利用の決定を行い、利用者には、利用のしおりと利用券を渡します。
利用にあたっては、利用者が直接、希望の事業者にご連絡してください。

訪問理美容サービス

理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者等に対して、理容師・美容師が各家庭を訪問し、理容・美容サービスを行います。

サービスの内容

内容	市が委託する団体（理容組合・美容組合）若しくは、市が委託する事業所の理容師又は美容師がご家庭を訪問し、次の理容・美容サービスを行います。 *理容サービス…調髪・顔そり *美容サービス…カット・ブロー
サービスの回数	最大年6回まで

サービスを利用できる人

- 要支援・要介護の認定を受けた人で、在宅で寝たきり等のため理髪店又は美容院に行き理容・美容サービスを受けることが困難な人
※介護保険施設・養護老人ホームに入所、又は病院に入院している人は利用できません。

費用（自己負担額）

- 以下の料金を負担していただきます。
理容サービス：3,000円　美容サービス：3,500円
※料金は、サービスを利用したときに直接、理容師・美容師にお支払いいただきます。
※市は理容師・美容師に、訪問のための出張・移動費用（1回当たり2,000円）を補助しています。

利用方法

- 各区役所高齢者・障害者相談係にお申し込みください。
身体状況などを検討した上で、利用の決定を行い、利用者には、利用のしおりと利用券を渡します。
利用にあたっては、利用者が直接、希望のサービス実施団体に連絡してください。

問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照
-----	----------------	-------

あんしん通報システム

急な発作の恐れがある高齢者などのお宅に、緊急ボタンや火災センサーを設置して、火災や救急事案が発生した際に消防隊や救急隊が迅速な対応を行うとともに、地域の協力員等と連携を図り、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

「あんしん通報システム」では、24時間365日健康相談等が可能となるほか、警備員による駆けつけや鍵の預かりサービスを実施します。

サービスの内容

○高齢者などのお宅に火災センサーやペンダント型ボタンを付加した緊急通報装置を設置します。火災や救急事案が発生した場合は、緊急ボタンやペンダント型ボタンを押したり、火災センサーが煙や熱を感知することで24時間体制の民間のコールセンター（警備会社）に通報が届き、事前に鍵を預かった警備員が駆け付けるとともに消防・救急隊が出動し、火災や救急事案に迅速かつ適切に対応します。

○通報装置本体の相談ボタンによって、24時間体制の民間のコールセンターにいつでも無料で健康相談等ができます。相談には、医療や介護の専門スタッフが対応します。

【あんしん通報システムの内容】

- 通報装置本体
（相談ボタンつき）
- ペンダント送信機
- センサー（煙、熱）



サービスを利用できる人

○おおむね65歳以上の高齢者のみからなる世帯の人で、急な発作の恐れがあるなど、健康上特に注意が必要な人

○「重度身体障害者（障害程度1・2級の人）のみからなる世帯の人」又は「高齢者及び身体障害者（重度含む）と同居している重度身体障害者」で、緊急事態を自力で回避することができない人

※電話機（回線）の設置は、本人負担です。

※電話回線は原則、アナログ回線となります。ただし、光回線等を利用されている場合でも一定の条件を満たせば利用できます（光回線等は停電時、不通になります）。

※携帯電話でのご利用はできません。

費用（自己負担額）

○課税の状況等に応じて、次のとおり負担をしていただきます。

世帯区分(生計中心者の課税状況)	月額利用料
・ 生計中心者が市民税非課税の世帯 ・ 生活保護受給者等	無料
上記以外の人	1,749円（消費税含む）

※機器点検時（48時間に1回）に発生する通話料（1回10円程度）や、緊急通報時の通話料等は、利用者の負担となります。

※令和4年4月1日から使用機器や費用が変更になる場合があります。

利用方法

○地域包括支援センターにお申し込みください。

身体状況や家族の状況などを検討した上で、利用の決定を行い、その後、機器の設置等を行います。

問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P.104・裏表紙参照
-----	----------------------------	-------------

高齢者見守りサポーター派遣

介護疲れでリフレッシュしたいときや買物で外出したいときなど、認知症高齢者等に関する知識を持つサポーターがお宅へ訪問し、高齢者の見守りや話し相手を行います。

サービスの内容

○利用時間：午前9時から午後8時まで ※1日の利用につき6時間まで（分割可）

サービスを利用できる人

○認知症等により見守りが必要な高齢者を在宅で介護している家族等
※この事業の高齢者には40歳以上の初老期における認知症による要介護と認定された人を含みます。

費用（自己負担額）

○1時間30分あたり500円およびサポーターの交通費を負担していただきます。

利用方法

○地域包括支援センターへご相談ください。

問合せ	各地域包括支援センター	P. 104 参照
-----	-------------	-----------

介護マーク交付事業

男性介助者が女性トイレに付き添いで入る場合など、周囲からの偏見や誤解の目を解消することを目的し、外出先で介護していることを示す「介護マーク」を希望者に交付します。

サービスの内容

○外出先で介護していることを示す「介護マーク」を希望者に交付します。

サービスを利用できる人

○在宅で認知症高齢者等を介護している家族又は親族

交付場所

○各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係

利用方法

○交付場所にて、必要書類にご記入いただいた後、交付します。

問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P. 104・裏表紙参照
-----	----------------------------	--------------

「とびうめ@きたきゅう」への登録について

「とびうめ@きたきゅう」は、登録された方が受けた医療・介護・健診の情報の一部をネットワークを通じて、医療機関等で共有（福岡県医師会が運用する「とびうめネット」を活用）することにより、適切で迅速な医療の提供とスムーズな入退院支援を情報面から支える取組です。

概要

- 「とびうめ@きたきゅう」では、登録された方の医療・介護・健診の情報が、北九州市内で「とびうめ@きたきゅう」に参加する医療機関等で24時間いつでも確認できます。その結果、例えば、緊急時に登録された方の医療・介護・健診の情報が医療機関等にきちんと伝わることにより、適切で迅速な治療につながり、また、病院、かかりつけ医、ケアマネジャー等が早くから連携することで、退院に向けての丁寧なサポートを受けられることが可能となります。
 - 「とびうめ@きたきゅう」で共有される情報
 - ① 氏名・住所・生年月日・性別・緊急時の連絡先
 - ② 今まで診察を受けた医療機関名、処方されたお薬などの情報
 - ③ 要介護度やケアマネジャーの事業所などの介護情報
 - ④ 特定健診（メタボ健診）などの情報
 - ⑤ その他、円滑な医療・介護サービスのために共有が必要な情報
- ※一度登録された医療・介護・健診の情報は基本的に自動で更新されます。



＜「とびうめ@きたきゅう」活用イメージ＞



対象者

○北九州市民の方全員（持病の有無や、年齢は関係ありません）

費用（自己負担額）

○無料

登録申出書の受取、提出ができる場所

○各区役所の介護保険担当窓口・地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民センター、かかりつけ医、居宅介護事業所、各在宅医療・介護連携支援センターなど

問合せ	保健福祉局地域医療課	電話 582-2678
-----	------------	-------------

ふれあい収集

ごみステーションに家庭ごみ等を出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、玄関先でのごみ収集「ふれあい収集」を行います。

サービスの内容

○ごみステーションに家庭ごみ等を出すことが困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、週1回、ご自宅の玄関前など指定された場所に出されたごみを収集します。

サービスを利用できる人

○家庭から出るごみを自ら排出することが困難で、親族や地域住民、ボランティア等による協力が得られず、次の各号で構成される世帯。

(1) 介護保険の要介護2以上の認定を受けている者

(2) 障害福祉サービスの受給認定を受けている者

※ごみ出しでお困りの方はご相談ください。

利用方法

○「申込書」にご記入のうえ、「提出書類」を添付して、環境局業務課、又は住所地の区役所保健福祉課窓口へご提出ください。後日、訪問調査の上、収集を決定します。

問合せ	環境局業務課	電話 582-2180
-----	--------	-------------

粗大ごみ持ち出しサービス

粗大ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合に、収集作業員が粗大ごみを家の中から持ち出します。

サービスの内容

○粗大ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合、高齢者等で構成される世帯を対象に、粗大ごみ収集日に収集作業員が粗大ごみを家の中から持ち出します。

サービスを利用できる人

○高齢者（満65歳以上）、障害のある人（身体、知的、精神）、傷病者、年少者（満16歳未満）、妊産婦（妊婦または産後8週間まで）のみで構成される世帯

費用

○粗大ごみの手数料に加えて1個あたり500円の手数料が必要です。

（持ち出しの手数料の納付は、「粗大ごみ納付券500円」を使用してください。）

粗大ごみ手数料	持ち出し手数料	支払合計
300円	+500円 ⇒	800円
500円	+500円 ⇒	1,000円
700円	+500円 ⇒	1,200円
1,000円	+500円 ⇒	1,500円

利用方法

○粗大ごみ受付センターに電話又はFAXで申し込んでください。

電話：093-592-5300 / FAX：093-592-5432

受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00

（収集日の前日まで、祝日も受け付けます。）

問合せ	環境局業務課	電話 582-2180
-----	--------	-------------